

雇用を守る出向支援プログラム2020

～雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

新型コロナウィルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人出不足の企業との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向の支援を無料で行います。

送出し企業
(出向元)

公益財団法人
産業雇用安定センター

受入の企業
(出向先)

ホテル・旅館業
一般旅客運送業（観光バスなど）
飲食店
アパレル・雑貨小売店
食品製造業 など

陸上貨物運送業
スーパー・マーケット
ホームセンター
IT企業
倉庫業 など

出向のマッチング

問い合わせ先のご案内

公益財団法人産業雇用安定センター
栃木事務所

〒320-0811
宇都宮市大通り14-24 MSCビル6階
TEL 028-623-6181
FAX 028-650-4143

在籍出向とは

在籍出向とは、従業員が出向元に籍を有し出向先で勤務して将来的に出向元に復帰する出向です。



- ・操業度が下がり、一時的に雇用調整が必要
- ・定年後も見据えたライフステージづくり
- ・他企業での就業経験により従業員の能力、技能向上を図りたい
- ・幹部候補社員を育成したい
- ・従業員のキャリアアップ希望に応えたい
- ・新型コロナウイルスの発生により余剰人員が発生する

出向の狙い

- ・事業拡大による労働力が不足している
- ・必要なキャリアを保有する人材を即戦力として迎え入れたい
- ・新規事業の企画、開発要員を募集したい
- ・新規分野開拓のために経験者を受け入れたい
- ・技術指導、援助を受け職場のレベルアップを図りたい

出向元は従業員を解雇せずに雇用が維持され、人件費等の労務費を抑制することができます

出向先で新しい技術、企業風土を吸収し、出向元で活かすことが出来ます

出向のメリット

出向先は人材が確保され、求人に係る費用が軽減出来ます

企業間の連携や人材交流による企業力の強化が図れます

※出向契約(出向期間、賃金負担割合等、)は、本人の同意の上、出向元、出向先の協議により決定されます

※雇用調整助成金の出向制度を活用できる場合があります。

特例措置として出向期間は1ヶ月以上、1年以内になりました。